

# 令和2年度行田市一般会計補正予算など24議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案25件が提出され、継続審議とした1議案を除く24議案をすべて原案のとおり可決・同意・認定しました。

また、議員提出議案2件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 例 新型コロナウイルス感染症に伴う条例の改正等

○行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（原案可決）

法令の改正に伴い、地方公共団体の長や職員等の個人の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、政令で定める基準を参酌して損害賠償責任の一部を免責する旨を条例で定めることが可能となったことから、新たに条例を定めるものです。

### 【主な質疑】

**問** 条文の「善意でかつ重大な過失がないとき」とはどのようなときなのか。

**答** 法律上の善意の解釈であり、市長や職員等の違法な職務行為によって市に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がないときを想定している。

○行田市手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令の改正に伴い、住民票

### 市長提出議案

及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化され、また、個人番号の通知カードが廃止されたことから、除票の写しの交付に係る手数料を規定するとともに、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（原案可決）

国民健康保険税の減免については、コロナ禍によるものを含め、著しい収入減少により生活困窮に陥った世帯や天災または不慮の災害等により税の支払いが困難となった世帯に実施しており、減免を受けるには納期限までに申請する必要があるが、やむを得ない事情があると認められる場合には、納期限を過ぎた税額についても遡及して減免できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

### 【主な質疑】

**問** 本条例の改正理由と経緯は。

**答** コロナの影響により収入

が減少した世帯の税の減免に対する国の財政支援は、市町村が条例に基づいて行った減免措置を対象としており、遡及適用が可能となる条文を明記しておく必要があるため、改正しようとするものである。

○行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合においては、例外的に介護支援専門員を管理者とすることができるよう条例の一部を改正するものです。

**補正予算 補正総額 5億2977万円余り**

○令和2年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

新型コロナウイルス感染症対策の新たな施策等に関する経費を措置するもので、歳入歳出それぞれ5億2977万9千円を追加し、予算の総額を361億2974万6千円とするものです。